



マイホーム  
My  
Style!

もしもの際にも、安心をプラス

新規の方も  
借換えの方も

# 〈地銀協〉ライフサポート

## 団体信用生命保険制度

**死 亡**  
または所定の  
**高度障害**

**余命**  
6ヵ月以内

**3大疾病**  
(  
悪性新生物  
脳卒中  
急性心筋こうそく  
)

**ケガ  
病 気**

「万一への備え」に「ケガや病気への備え」を **プラス**

**死亡** または所定の **高度障害** 状態に該当したら

住宅ローン **残高** が

リビング・  
ニーズ特約

余命6ヵ月以内と判断されたら

住宅ローン **残高** が

**3大疾 病**

**悪性新生物** と診断確定されたら

住宅ローン **残高** が

**脳卒中・急性心筋こうそく** で所定の状態が60日以上継続したら  
または  
その治療を目的として、所定の手術を受けられたら 住宅ローン **残高** が

**ケガや病気**

所定の就業不能状態が**3ヵ月**を超えて継続したら  
以後の継続している期間においては **月々の住宅ローン返済** が  
さらに

所定の就業不能状態が**12ヵ月**を超えて継続したら 住宅ローン **残高** が

0  
円

- 保険金のお支払いには所定の条件があります。
- 住宅ローン金利は通常より年0.25%高くなります。
- 保険金が支払われる場合であっても利息の一部をご負担  
いただく場合があります。

**各種  
住宅ローン金利**

[店頭表示金利に]

**+ 年 0.25%**

所定の条件がありますので、くわしくは裏面をご覧ください。



池田泉州銀行

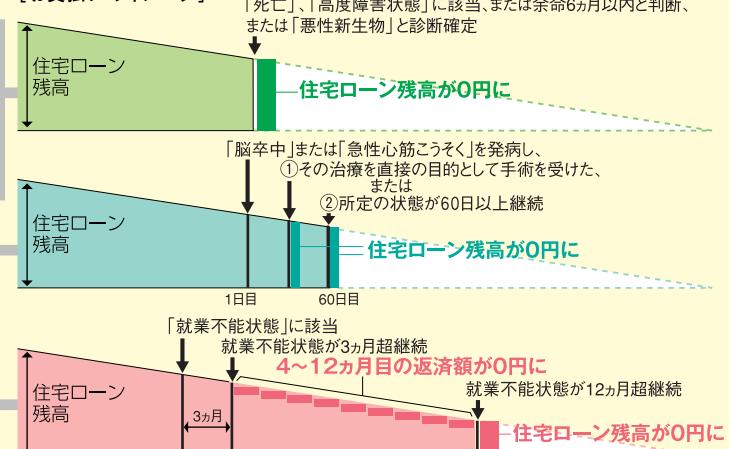
## ライフサポート団体信用生命保険制度

ご加入者が保険期間中に以下の支払事由に該当された場合に、保険金等をお支払いし、債務の返済に充当するしくみの団体保険です。お支払事由により、該当する時期やお支払いの対象となる金額は異なります。

### この保険制度の特徴

死亡	保険期間中に死亡されたとき
高度障害	保障開始日以後の傷害または疾病により、所定の高度障害状態に該当されたとき(※1)
リビング・ニーズ	保険期間中に余命5ヵ月以内と判断されるとき ※リビング・ニーズ特約保険金のご請求がないまま、死亡保険金が支払われる可能性があります。
3 大 疾 病 悪性新生物	保障開始日から90日を経過した日以降に、悪性新生物(上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは除く)に罹患したと医師による病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき(※2)
急性心筋こうそく・脳卒中	保障開始日以降の疾病を原因として、保険期間中に所定の急性心筋こうそく、または脳卒中に発症し、その疾病により初めて医師の診断を受けた日からその日を含めて60日以上所定の状態が継続したと医師に診断されたとき(※3) または、その治療を直接の目的として、病院または診療所において所定の手術を受けたとき(※4)【平成27年10月1日以降に受けた手術が対象】
ケガや病気	保障開始日以後の傷害または疾病により、所定の就業不能状態(※5)となり、その状態が3ヵ月を超えて継続したとき 就業不能状態の継続期間4~12ヵ月 就業不能状態が12ヵ月を超えたら 毎月の返済額を保障

### 【お支払いのイメージ】



「所定の就業不能状態」について(※5)以下の「入院」または「在宅療養」をしている状態を、保険金等のお支払い対象といたします。

入院 「病院」もしくは「診療所」への治療を目的とした「入院」をしていること  
上記の「病院」もしくは「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所②上記①の場合と同等の日本国外にある医療施設  
上記の「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院もしくは診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

在宅療養 以下のいずれかに該当する状態にあり、医師の指示による「在宅療養」をしていること  
①身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの②身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いる、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの  
上記の「在宅療養」とは、日本国内にある自宅等(病院および診療所以外の場所をいいます。)で治療、養生に専念することをいいます。

### ご加入について

①加入対象者：新たにご融資を受けられる所定の年齢範囲内の方のうち、事務幹事会社が承諾した方がご加入いただけます。ただし、以下に該当する場合は、地銀協ライフサポート団体信用生命保険制度にはご加入いただけません。○がん(悪性しゅよう・肉腫・悪性リンパ腫・白血病・上皮内がん・皮膚がんを含みます)の既往歴のある方○告知日現在、病気またはけがにより休職中・休業中の方

②加入手続き：「申込書兼告知書」をご提出いただきます。なお、借入金額(保険金額)が5,000万円を超える場合には、事務幹事会社所定の専用診断書をご提出ください。また、告知の内容によっては医師の診断書等を追加してご提出いただくことがあります。  
※健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございますのでご了承願います。

### 一般社団法人全国地方銀行協会 ライフサポート団体信用生命保険制度の概要

特徴	地銀協ライフサポート団体信用生命保険制度は、団体信用就業不能保険と3大疾病保険特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険をあわせた制度です。この2つの保険は、一般社団法人全国地方銀行協会を保険契約者、その会員銀行(以下、銀行といいます)を保険金等受取人として、銀行から住宅ローン等を借り入れる賦払債務者を被保険者とする保険契約で、被保険者が保険期間中にお支払事由に該当された場合に、生命保険会社が所定の保険金等を保険金等受取人である銀行に支払い、その保険金等を被保険者の債務の返済に充当するしくみの団体保険です。					
保険金等名称	死亡 保険金	リビング・ニーズ 特約保険金	高度障害 保険金	3大疾病保険金	長期就業不能保険金	就業不能給付金
保険金額等	債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動(減滅)します。加入申込者一人あたりの保険金限度額は、他の会員銀行からの借入れも含めて、「地銀協住宅ローン回信制度」、「地銀協がん回信制度」、「地銀協3大疾病回信制度」、「地銀協ライフサポート回信制度」、「地銀協ダブルサポート回信制度」および「地銀協引受継和回信制度」を通算して2億円、かつ「地銀協ライフサポート回信制度」は他の会員銀行からの借入れも含めて通算して1億円、かつ「地銀協ダブルサポート回信制度」は他の会員銀行からの借入れも含めて通算して1億円となります。限度額を超える保険金についてはお支払いいたしません。					
保険金等が支払われない場合(被保険者が右記のような事由に該当する場合は、保険金等をお支払いできないことがあります。)	○告知義務違反による解除○許訴による取消し・不法取得目的による無効の場合 ○重大事由による解除の場合(反社会的勢力に該当すると認められたときなどを含みます。) ○保障開始日よりも前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態や就業不能状態、急性心筋こうそく・脳卒中になられたとき(その傷害や疾病について告知いただいたうえでご加入されたとしても、お支払いの対象とはなりません。)					
保険開始日	融資実行日(借換え融資の場合は、借換え日)または事務幹事会社がご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。					

これらの契約からの脱退	○融資を受けた銀行の賦払債務者でなくなったとき ○融資について期限の利益を失ったとき ○保険金のお支払事由に該当したとき ○所定の年齢に達したとき
-------------	--

(備考)※1「所定の高度障害状態」とは、次のいずれかの状態のことを行います。①両眼の視力を全く永久に失ったもの②言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	こうぞく、および、それらを原因とする「所定の状態」につきましては、別資料「団体信用就業不能保険保険および3大疾病保険特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3.保険金等の支払いについて』および『3大疾病保険金のお支払対象となる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中』をご参照ください。 ※4「病院または診療所において手術を受けたとき」の「病院または診療所」および「手術」の詳細につきましては、別資料「団体信用就業不能保険保険および3大疾病保険特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3.保険金等の支払いについて』をご参照ください。 ※5「所定の就業不能状態」の詳細につきましては、別資料「団体信用就業不能保険保険および3大疾病保険特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明』の『契約概要 3.保険金等の支払いについて』および『長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払対象となる精神障害・薬物依存』をご参照ください。
--	--

保険正式名称	3大疾病保険特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険	団体信用就業不能保険保険
引受保険会社	複数の生命保険会社による共同引受(事務幹事会社:明治安田生命保険相互会社)	明治安田生命保険相互会社

・上記「一般社団法人全国地方銀行協会 ライフサポート団体信用生命保険制度の概要」は、地銀協ライフサポート団体信用生命保険付住宅ローンに付帯される保険の概要を説明したものです。  
・これらの保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「団体信用就業不能保険保険および3大疾病保険特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」、および、「申込書兼告知書」裏面の「団体信用就業不能保険保険および3大疾病保険特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。

くわしくはお近くの窓口までお気軽にご相談ください。



池田泉州銀行

池田泉州銀行ホームページ <https://www.sihd-bk.jp>

(2022年4月1日現在)

No.7164